

基金取扱い規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第46条第1項の規定に基づき、基金の取扱いに関し必要な事項を定める。

(基金の繰り入れ)

第2条 本会に寄せられた個人や団体からの寄付金などの一時的な収入、及び一般会計予算の一部を基金に繰り入れることができる。

(募集事項の決定)

第3条 理事会は、基金の募集をしようとするときは、その都度、その総額及び拠出に係る金銭の払込みの期日を定めなければならない。

(基金の申込み)

第4条 理事会は、基金の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 本会の名称
- (2) 募集事項
- (3) 金銭の払込みの取扱いの場所
- (4) 基金の拠出者の権利
- (5) 基金の返還の手続

2 本会の募集に応じて基金の引受けの申込みをする者は、その氏名又は名称及び住所、並びに引き受けようとする基金の額を記載した書面を本会に交付し、又は電磁的方法により提供しなければならない。

(基金の割り当て)

第5条 理事会は、申込者の中から基金の割り当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定め、申込者に対して払い込みの期日の前日までに通知しなければならない。

(基金の引受け)

第6条 理事会が割り当てた申込者は、本会が割り当てた基金の額について基金の引受人となる。

(基金の拠出の履行)

第7条 基金の引受人は、払い込みの期日までに、本会が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 基金の引受人が拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

(基金の拠出者となる時期)

第8条 基金の引受人は、第3条の払込みの期日に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。

(基金特別会計)

第9条 本会の基金は、通常会計とは別に設ける基金特別会計に計上する。

(運用方法)

第10条 基金の資金運用は、安全・確実かつ効率的に行うこととし、元本保証の預金、国債等の債券、及びこれらに準じた安全性・確実性を有するその他の金融商品で行うこととする。

2 運用期間は10年を超えないものとする。なお、1年以内に支出見込がある資金については、換金性に十分配慮して運用するものとする。

3 運用方法の選択にあたっては、金融機関の信用度を斟酌して、金融機関の選定及び預金の分散を図るものとし、できるだけ特定の金融機関、特定の運用形態に集中させないものとする。

(基金の支出)

第11条 基金は会員総会の承認を得て支出する。なお、会計処理上、本基金は一般会計に繰り入れて使用する。

2 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて積立預金及び運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(運用状況の報告)

第12条 会計担当理事は、資金運用状況について、適宜理事会に報告を行うものとする。

(基金の返還)

第13条 理事会は、事業実施に際して財務上に余裕がある場合に限り、基金の返還を行うことができる。

2 理事会は、返還計画案を決議し、定時会員総会の決議によるものとする。

3 返還の実施は、当該事業年度の次の事業年度に関する定時会員総会の日の前日までの間に限り行うことができる。

(返還対象者と配分額)

第 14 条 返還の対象者は、直近の募集に関わる基金の拠出者とし、返還の額は、拠出額に応じて配分を行う。

2 前項に実施に当たっては、公平性と透明性を確保しなければならない。

(返還計画)

第 15 条 返還の実施に当たって、理事会は返還計画に従い、返還対象者に文書で通知し、払込み等の承諾を得なければならない。

(基金の返還に係る債権の取得の禁止)

第 16 条 本会は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができる。

(1) 合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合

(2) 一般社団法人の権利の行使に当たり、その目的を達成するために必要な場合

(3) 無償で取得する場合

2 本会が、前項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合に同項の債権を取得したときは、民法第 520 条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。この場合においては、本会は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならない。

(基金利息の禁止)

第 17 条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金)

第 18 条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

(規則の改廃等)

第 19 条 この規則の改廃は、本会の定款第 36 条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回理事会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則は、平成29年6月25日開催の第20回理事会で改定し、同年同日から施行する。